

訪問介護事業所ビハーラ十条 重要事項説明書
(訪問介護・第1号訪問事業)

(令和6年10月11日現在)

1. 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 十条龍谷会
事業者の所在地	京都市南区吉祥院南落合町 40 番地 1
法人種別	社会福祉法人
代表者名	川邊 藏祐
電話番号	075-661-4501

2. ご利用事業所

事業所名称	訪問介護事業所 ビハーラ十条
事業所の所在地	京都市南区吉祥院南落合町 40 番地 4
管理者名	朝比奈 千賀子
電話番号	075-661-4503
FAX番号	075-661-4506

3. ご利用事業所であわせて実施している事業

事業の種類	指定年月日	指定番号
介護老人福祉施設	平成 17 年 4 月 1 日	2670500350
短期入所生活介護	平成 17 年 4 月 1 日	2670500350
介護予防短期入所生活介護	平成 18 年 4 月 1 日	2670500350
居宅介護支援	平成 24 年 10 月 1 日	2670500350
訪問介護	平成 25 年 10 月 1 日	2670500350
介護型ヘルプサービス	平成 27 年 4 月 1 日	2670500350
生活支援型ヘルプサービス	平成 29 年 4 月 1 日	26A0500049
支え合い型ヘルプサービス	平成 29 年 4 月 1 日	26A0500056

4. 事業目的と運営の方針

事業の目的	この事業は、お客様が住み慣れたご自宅において、その有する能力に応じ、その人らしい日常生活を営むことができるように、また生活の質が向上するように訪問介護サービスを提供することを目的とします。
事業運営の方針	当該事業所にあつては、お客様の心身の状況、環境に応じて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴・排泄・食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。

5. 職員体制

職 種	人 員	資 格
管理者	1 名	介護福祉士
サービス提供責任者	3 名	介護福祉士
訪問介護員	5 名以上	介護福祉士・初任者研修修了

6. 営業日時

営業日	月曜日～日曜日
営業時間	午前8：00～午後8：00

尚、緊急時は上記以外の時間でも対応（075-661-4503）

7. 事業実施地域

京都市南区、下京区、伏見区、東山区、西京区

《交通費》

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスをご利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

摘要	金額
事業実施地域を越えた地点から片道10km未満	300円（往復）
事業実施地域を越えた地点から片道10km以上	500円（往復）

8. 利用料金（法定代理受領を前提としています。）

《訪問介護の基本料金》

身体介護	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 60分未満	60分以上 90分未満	90分以上 (30分増すごとに)	
単位	163単位	244単位	387単位	567単位	+82単位	
自己負担金	1割	174円	261円	414円	607円	+88円
	2割	349円	522円	828円	1,213円	+175円
	3割	523円	783円	1,242円	1,820円	+263円
生活援助	20分以上 45分未満	45分以上	身体介護に引き続き生活援助			
単位	179単位	220単位	20分以上	45分以上	70分以上	
自己負担金	1割	192円	235円	+70円	+139円	+209円
	2割	383円	471円	+139円	+278円	+417円
	3割	575円	706円	+209円	+417円	+626円
2名の訪問介護員によるサービス提供（ケアマネージャーが必要と認めた場合）					2倍の料金	

《加算項目》

初回加算	200単位	新規および、過去2ヶ月ご利用されていない場合に算定
緊急時訪問介護加算	100単位/回	お客様及びご家族様から要請を受け、居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行う事をケアマネージャーが必要と認めた場合に算定

生活機能向上連携加算Ⅰ	100単位/月	サービス提供責任者が理学療法士等の助言（アセスメント・カンファレンス）を受ける体制を構築し、助言に基づき生活機能向上を目的とした訪問介護計画書を作成（変更）し、計画に基づいたサービスを実施した場合に算定。
生活機能向上連携加算Ⅱ	200単位/月	サービス提供責任者が理学療法士等と同行訪問等により身体状況等の評価（生活機能アセスメント）を共同で行い、生活機能向上を目的とした訪問介護計画を作成し理学療法士等と連携してサービスを実施した場合に算定。
早朝・夜間・深夜加算	早朝：25%加算 夜間：25%加算 深夜：50%加算	早朝（午前6時から午前8時） 夜間（午後6時から午後10時） 深夜（午後10時から午前6時）
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	所定単位数×24.5%	厚生労働大臣が定める基準に適合している、介護職員の賃金改善などを実施していると届出た事業所がサービスを実施した場合。
特定事業所加算Ⅱ	所定単位数×10%	厚生労働大臣が定める基準に適合していることを京都市長に届出た事業所がサービスを実施した場合。

※ 2割・3割負担の方は、1割負担金額の2倍・3倍の金額となります

《第1号訪問事業の基本料金》

		介護型		生活支援型		支え合い型	
サービス提供内容		身体介護中心 (身体介護+生活援助)		生活援助		生活援助	
月額 (包括) 報酬	週1回	1割	1,258円	1割	1,056円	1割	938円
		2割	2,517円	2割	2,112円	2割	1,876円
		3割	3,775円	3割	3,168円	3割	2,815円
	週2回	1割	2,513円	1割	2,110円	1割	1,875円
		2割	5,027円	2割	4,220円	2割	3,749円
		3割	7,540円	3割	6,330円	3割	5,624円
	週2回超	1割	3,988円	1割	3,348円	1割	2,974円
		2割	7,976円	2割	6,696円	2割	5,947円
		3割	11,964円	3割	10,044円	3割	8,921円
1回 当たり 報酬	1割	307円	1割	235円	1割	229円	
	2割	614円	2割	471円	2割	458円	
	3割	921円	3割	706円	3割	687円	

《加算項目》

介護型	生活支援型	支え合い型
初回加算 生活機能向上連携加算 介護職員等処遇改善加算	初回加算 生活機能向上連携加算 介護職員等処遇改善加算	初回加算

初回加算	200単位	新規および、過去2ヶ月ご利用されていない場合に算定
生活機能向上連携加算	100単位/月	サービス提供責任者が訪問リハビリテーション事業所の理学療法士などに同行し、共同してお客様の心身の状況などを評価した上、生活機能向上を目的とした訪問介護計画を作成し、サービスを提供した場合
介護職員等処遇改善加算 I	所定単位数×24.5%	厚生労働大臣が定める基準に適合している、介護職員の賃金改善などを実施していると届出た事業所がサービスを実施した場合。

※ 2割・3割負担の方は、1割負担金額の2倍・3倍の金額となります

* 所定単位数は基本単位数に各種加算を加えた総単位数とし、当該加算は区分支給限度基準額の算定対象から除外されます。

* 介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

* 介護保険のサービス費用に変更があった場合は変更後の金額となります。

9. キャンセル期限及びキャンセル料（第1号訪問事業を除く）

利用予定の前日までのキャンセル	無料
利用予定の当日のキャンセル	予定された介護報酬（10割）の60%

* お客様の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合はキャンセル料不要です。

10. 利用料金支払い方法

ご利用料金は1ヶ月毎に計算し、ご請求いたしますので、翌月27日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

- 1) 金融機関口座からの自動引落
- 2) 窓口での現金支払い
- 3) 下記指定口座への振り込み

京都中央信用金庫 九条支店 0881363 普通預金
理事 川邊 藏祐

11. サービス内容

身体介護	ご家庭に訪問し、入浴・排泄・食事・衣服の着脱・体位変換等の介助をします。
生活援助	ご家庭に訪問し、調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上の家事を援助します。
支え合い型ヘルプサービス	京都市支え合い型ヘルプサービス従事者養成研修を修了した者が、ご家庭に訪問し、調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上の家事を援助します。
ホームヘルパーについて	サービス提供にあたっては、複数のホームヘルパーが交代してサービスを提供します。お客様から特定のホームヘルパーを指名することはできませんが、ホームヘルパーについてお気づきの点やご要望がありましたら、ご遠慮なくご相談ください。
サービス提供について	<p>サービスは、訪問介護計画（第1号訪問事業）にもとづいておこないます。実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。ただし、実際の提供にあたっては、利用者の訪問時の状況・事情・意向等について十分に配慮します。</p> <p>サービス実施のための必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。（ホームヘルパーが事業所に連絡する場合の電話を使用させて頂く場合があります。）</p> <p>当事業所で実習中の実習生と同行して訪問させて頂く場合があります。ご理解とご協力を頂きますようよろしくお願いいたします。</p>
ホームヘルパーの禁止行為	<p>サービスの提供にあたり、次に該当する行為は行いません。</p> <p>① 医療行為（認定特定業務等指定の研修終了事項は除く）</p> <p>② お客様もしくはご家族などの金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり</p> <p>③ お客様もしくはそのご家族等からの金銭又は物品、飲食の授受</p> <p>④ お客様の家族等に対するサービス提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お客様以外のものに係る洗濯・調理・買い物・布団干し ・お客様が使用する居室以外の掃除 ・来客の応対（お茶・食事の手配等） <p>⑤ 「日常生活」に該当しない行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・草むしり・花木の水やり・犬の散歩等ペットの世話 <p>⑥ 「日常的に行われる家事」の範囲を超える行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家具・電気器具等の援助、修繕、模様替え ・大掃除、窓ガラス拭き、床のワックスかけ ・室内外、家屋の修理 ・植木の剪定等の園芸 ・正月・節句等のために特別な手間をかけて行う調理

12. 緊急時の対応

サービス提供中に体調の変化などがあった場合は、予めお知らせいただいた緊急連絡先に連絡し、処置をご相談いたしますが、万一、連絡が取れない場合にはホームヘルパーの判断により救急車を呼ぶ等の処置をとらせていただく場合があります。

また、本人又は介護者の体調不良等、緊急かつ相当の理由があると判断される場合に、担当の介護支援専門員と相談のうえで、サービスの提供が柔軟に行えるよう努めます。

13. 事故発生時の対応

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかにお客様のご家族、及び、市町村、居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする、また、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録します。

賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。

14. 苦情・相談の対応

当事業所に対する苦情やご相談は以下の窓口で受付けています。

○苦情受付窓口

苦情解決責任者 (管理者) 朝比奈 千賀子

TEL 075-661-4503

FAX 075-661-4506

法人相談窓口 常務理事 川邊 浩藏

TEL 075-661-4501

FAX 075-671-6380

○受付時間 毎週月曜日～土曜日 9:00～18:00

○行政機関その他苦情受付機関

事業所名	連絡先
京都市南区役所健康長寿推進課	075-681-3296
京都市下京区役所健康長寿推進課	075-371-7228
京都市西京区役所健康長寿推進課	075-381-7638
京都市西京区役所洛西支所健康長寿推進課	075-332-9274
京都市東山区役所健康長寿推進課	075-561-9187
京都市伏見区役所健康長寿推進課	075-611-2278
京都市伏見区役所醍醐支所健康長寿推進課	075-571-6471
京都市伏見区役所深草支所健康長寿推進課	075-642-3603
京都府国民健康保険団体連合会	075-354-9090

15. 個人情報保護について

当法人において取得したお客様の個人情報については、適正かつ円滑なサービス提供を行いお客様の生活の継続を目的とし使用します。内部での使用についてはサービスの質の向上及び事故等やサービス提供職員間の連携・介護サービス事業所等で行われる実習生への協力等で使用します。また、外部への個人情報の提供に関しては居宅介護サービス事業所等（居宅介護支援事業所・通所サービス事業所等）及びかかりつけ医療機関等とのサービス利用調整やサービス担当者会議等の連携や照会への回答や広報誌等の掲示物において、お名前・年齢等個人特定できる記載内容の報告等があたりあります。また、お客様の個人情報に関しては担当者を決め当法人の個人情報保護規程に基づいて管理しております。詳しくは職員へお問い合わせください。

16. 衛生管理等

事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。

- ① 感染予防委員会を開催し、対策を検討しその結果を職員に周知し徹底を図っています。
- ② 職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施しています。

17. 虐待の防止について

事業者はおお客様等の人権の擁護・虐待防止等のために、次に掲げるとおり保険者・地域包括支援センター等と協力をを行い、必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者
 管理者 朝比奈 千賀子
- ② 虐待防止委員会を定期的開催し対策を検討しその結果を職員に周知し徹底を図っています。
- ③ 職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的実施しています。

18. 身体拘束に関して

- ① 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わない事とする。
- ② 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

19. 業務継続計画の策定等

当施設では感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、職員に対し周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施するものとしています。

20. 情報公開について

当法人の事業計画書・経営状況の資料をお客様へ公開しています。施設で閲覧ができますので職員へお申し出ください。

21. 第三者評価の受審状況

第三者評価の実施の有無	有
実施をした直近の年月日	2023年3月29日
実施した評価機関の名称	京都府認知症グループホーム協議会
評価結果の開示状況	ホームページ

22. その他運営に関する留意事項

適切なサービスの提供を確保する観点から、性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害される場合、契約を解除する場合があります。

23. 重要事項説明年月日

この重要事項説明書の説明年月日 令和 年 月 日

当事業者は、お客様に対する訪問介護の提供開始にあたり、重要事項説明書に基づいて、サービス内容、重要事項を説明し交付しました。

事業者

所在地 京都市南区吉祥院南落合町 40 番の 4
法人名 社会福祉法人 十条龍谷会
代表者名 理事長 川邊 藏祐 ㊞
事業所名 訪問介護事業所 ビハーラ十条
管理者名 朝比奈 千賀子
説明者氏名 ㊞

私は、本書面により事業者から重要な事項の説明を受け、同意します。

また、個人情報が必要に応じて、居宅介護支援事業所ならびにサービス担当者会議に情報提供することに同意します。

介護給付対象外のその他利用料についても、本書面に基づき説明を受けるとともに、希望により利用した場合は支払うことに同意します。

お客様

住所 _____

氏名 _____ ㊞

代理人

住所 _____

氏名 _____ ㊞